

■請願第17号 横浜市財産評価審議会条例第11条第1項の削除について

1 財産評価審議会について

(1) 地方自治法

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) 横浜市財産評価審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、本市に横浜市財産評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は市長(地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の管理者。以下第8条において同じ。)の諮問に応じ、地方自治法第238条に規定する公有財産の取得、交換、処分、貸付及び使用許可の場合における価格を評定する。

2 審議会の会議及び議事内容を非公開とすることについて

(1) 横浜市財産評価審議会条例

(会議の非公開等)

第11条 審議会の会議及び議事内容は、公開しないものとする。

2 審議会の役職員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も、また同様とする。

(2) 平成16年4月8日 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第301号 一部抜粋 5-(4)-I

「そもそも財価審条例第11条が『会議及び議事内容』を非公開と定めている趣旨は、財価審の審議の過程が公開されると、外部から不当に干渉され、中立で自由な議論ができなくなるおそれがあることから、この審議過程を制度的に非公開とすることにより、公正で客観的な価格の評定を確保することにあると考えられる。

したがって、財価審の審議過程を示す情報、すなわち財価審における議論の内容や価格の算定経過に関する情報及びこれらの内容を推察することができる情報については、審議継続中はもとより、審議終了後であっても、本号により非公開とすることができる法令秘情報に該当するものと解される。」

(3) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

(会議の公開)

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

3 他の政令指定都市の状況について

(1) 附属機関が設置されている市：9市 うち、会議及び議事内容を一部公開しているのは千葉市

新潟市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	相模原市	京都市	大阪市	神戸市
×	×	×	○*	×	×	×	×	×

※ 千葉市：条例に基づき設置した2つの専門部会のうち、土地の取得に係る価格を調査審議する部会については、会議は非公開で、議事録については、要旨のみの公開で議事内容は非公開。

(2) 内部機関が設置されている市：7市 会議及び議事内容は全市非公開

川崎市	名古屋市	堺市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
×	×	×	×	×	×	×

(3) 審議する機関が未設置の市：4市

札幌市	静岡市	浜松市	岡山市
—	—	—	—

4 国有財産地方審議会について

(1) 国有財産法

(国有財産地方審議会)

第9条の2 財務局ごとに、国有財産地方審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

第9条の3 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。※

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第28条の2第2項、第28条の4及び第31条の4第3項の規定により諮問される事項を調査審議する。

※ 価格は「時価」としており、審議対象外

(2) 国有財産評価基準（財務省理財局長通知）

第1章 総則

第4 評価価格の決定

財務局長が評価価格を決定するに当たっては、（中略）不動産鑑定士等による鑑定評価書等を徴し、本基準に基づく審査等を経て、評価価格を決定する。（以下、省略）

5 議会の議決案件との比較について

(1) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

8 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(2) 横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例

(市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(3) 横浜市財産評価審議会条例

(所掌事務)

第2条 審議会は市長（地方公営企業にあっては、当該地方公営企業の管理者。以下第8条において同じ。）の諮問に応じ、地方自治法第238条に規定する公有財産の取得、交換、処分、貸付及び使用許可の場合における価格を評定する。